

第1 定義

いじめとは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものである。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる絶対に許されない行為である。「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうること。」と言う認識のもと、「いじめを絶対に許さない」学校を築き、一人ひとりの子どもたちが、生き生きと明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」等に関する基本方針を定める。

第3 いじめの未然防止のための取組

☆いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - (2) コア会議（いじめの防止等の対策のための組織）を行い、欠席日数や登校状況、友人関係等を注視し、情報を共有する。
 - (3) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。（別紙1）
 - (4) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
 - (5) すいたGRE・ENスクールプロジェクトの実施
 - ・計画的に校内研修を行う。
 - ・いじめ予防授業の実施をする。
 - ・いじめ対応支援員を配置する。いじめ対応専任相談員（スクールカウンセラー）を活用する。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を高める。
 - (4) 児童会活動を活性化し、人権意識を高める。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

第4 早期発見に向けての取組

☆いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号も見逃さないよういじめを認知するためのアンテナを高く保つ。担任だけでなく日頃から複数の教職員で指導や対応を心がけ、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすい

グループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。（3年間保存）
- (3) 相談窓口の周知をはかる。

- ・GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用し、いじめなどで困っている児童の声を聴くツール（マモレポ）を運用する。
- ・吹田市におけるいじめの相談窓口、大阪府におけるいじめの相談窓口の周知をはかる。巡回相談などの教育相談体制の充実に努める。

- (4) デジ健を活用する。

第5 いじめに対する措置

☆いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員や生徒指導主事等で組織的に対応するとともに、学校において常設している「いじめ対策委員会」（組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する）の機能を生かして速やかに対処する。必要に応じてスクールロイヤーの助言を受け対応にあたる。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、早急に保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行うとともに、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。（別紙2）

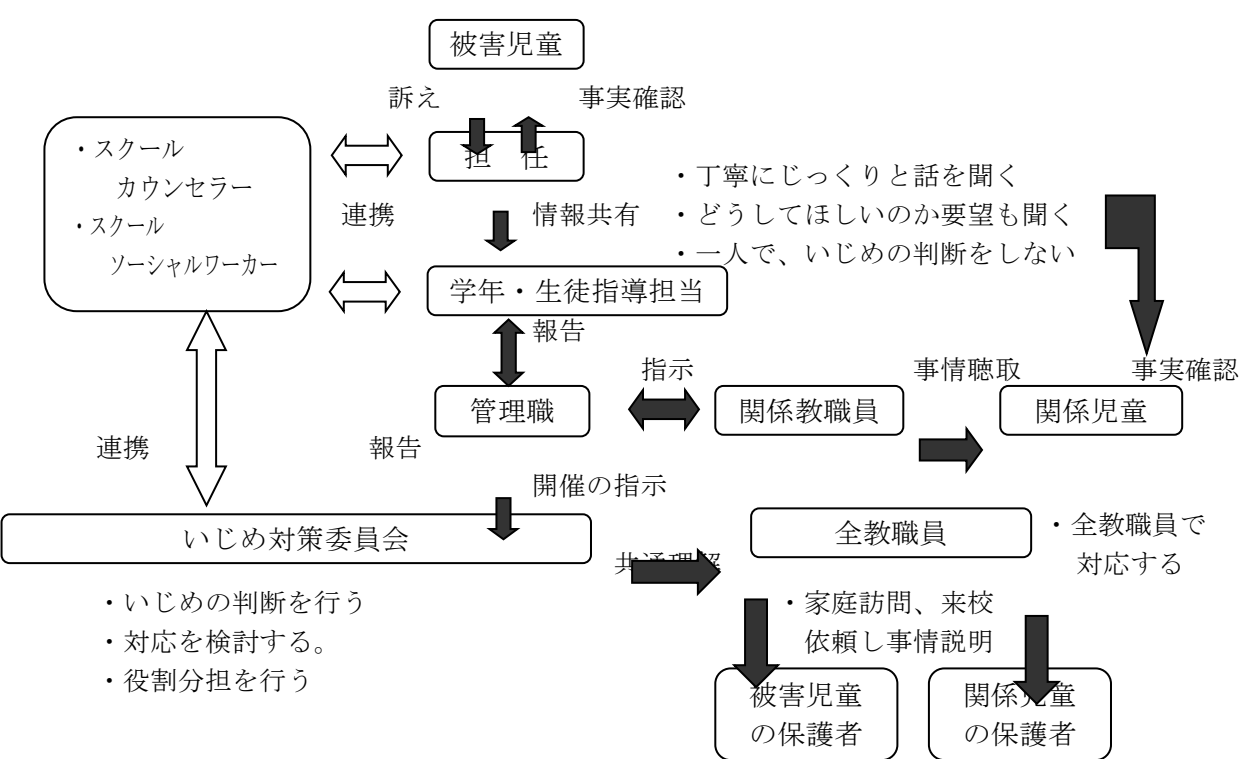
- 2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

第6 その他

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、年度末に検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	コア会議 (いじめの防止等の対策のための組織) (定例)		学級懇談	PTA・学校評議員
5月				土曜参観
6月		学校生活アンケート (3年間保存) いじめ予防校内研修 (初任者対象)	個人懇談	地域教育協議会
7月				
8月		いじめ予防授業 (全3時間) 各学期に1時間		
9月		学校生活アンケート (3年間保存)		学校公開
10月		学校生活アンケート (3年間保存) 学期末集計、点検・検証		
11月		学校教育自己診断		
12月			個人懇談	PTA・学校評議員
1月				
2月		学校生活アンケート (3年間保存) 学年末集計、点検・検証	学級懇談	
3月				地域教育協議会 PTA・学校評議員



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)
*吹田市教育委員会「いじめ防止基本方針」(令和2年12月改定施行参照)

- いじめを訴えてきた児童・生徒への対応
 - ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
 - ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ正確に聞き取る。
 - ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
 - ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
 - ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。
- いじめたと訴えられた関係児童・生徒への対応
 - ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
 - ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
 - ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
 - ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
 - ・情報機器を使用したいじめの場合その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。
- いじめ対策委員会
 - ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
 - ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
 - ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
 - ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等との連携や緊急・重篤事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。
- いじめが「解消している」状態について
 - ・少なくとも3か月、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。